

果樹共済及び畑作物共済の制度の仕組み及び 平成15年制度改正の概要

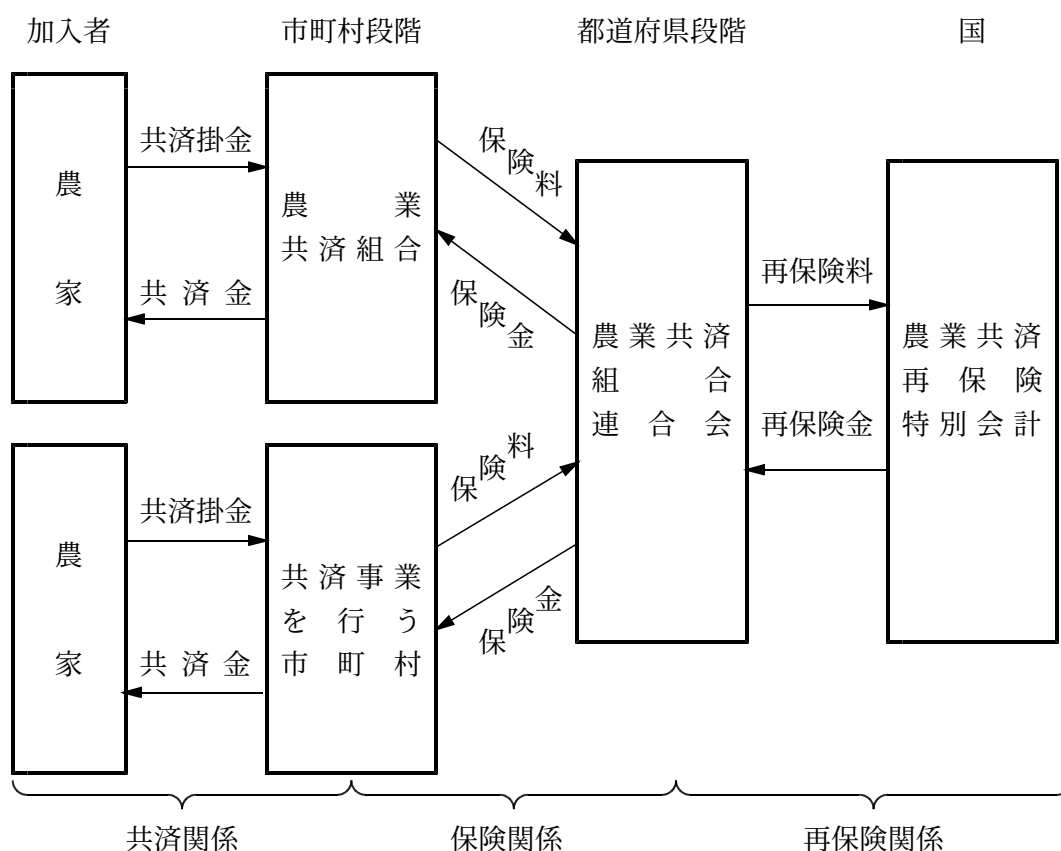
I 制度の仕組み

機 構

農業災害補償制度は、同様の危険にさらされている多数の農家が共済掛金を出し合って共同準備財産を造成しておき、もし災害があったときは、その共同準備財産をもって被災農家に共済金の支払いをするという農家の相互扶助を基本とした制度です。

我が国は地理的、気象的条件から災害が多く、また、その範囲も広くかつ激甚である。このため、果樹共済事業及び畑作物共済事業は、市町村の単位や都道府県の単位だけでは完全な危険分散ができないので、市町村段階における農業共済組合又は共済事業を行う市町村（以下「組合等」という。）が負う共済責任のうち一定部分を都道府県段階の農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）の保険に付し、更に、連合会の負う保険責任の大部分を国の再保険に付しています。

果樹共済及び畑作物共済の実施機構は次のとおりです。



（備考）農業災害補償制度の運営は、基本的には上記のように三段階制により行われていますが、地域の意向により二段階制（県単位の農業共済組合、国）での実施も可能とされています。

1 果樹共済制度の仕組み

果樹共済事業の種類

(1) 収穫共済

果実の減収と品質の低下による損害を対象とする共済事業

(2) 樹体共済

樹体の損害を対象とする共済事業

共済目的

うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル

- (注) 1 指定かんきつとは、はっさく、ぽんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑及びゆずを総称したものです。
2 なしのうち、支那なしは除かれます。
3 ガラス又は合成樹脂板の温室内で栽培される果樹は、除かれます（園芸施設共済の施設内農作物として加入できます。）。
4 樹園地単位方式については、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、かき、くり、うめ、すもも及びキウイフルーツに限定されています。
5 樹体共済の対象となる果樹は、毎年結実する状態にある果樹（結果樹）です。

加 入

果樹共済には、共済目的の種類等ごとの栽培面積が5～30aの範囲内で組合等が定める面積（加入面積基準）以上について栽培の業務を営む者で、組合等の区域内に住所を有するものが加入できます。

収穫共済については、農林水産大臣が品種、栽培方法等に応じて区分を定めたものについては、その区分（「収穫共済の共済目的の種類等」といいます。）ごとの栽培面積によります。ただし、加入申込みは、共済目的の種類ごとに、その区分ごとの面積が加入面積基準を上回るものすべてについて行う必要があります。

なお、収穫共済の特定危険方式については、共済目的の種類ごとに加入面積の合計が20a（おうとう、びわ、すももは10a）を下らない範囲内で組合等が定める面積基準以上で、かつ、当該共済目的の種類につき5年以上の栽培経験を有する者等に限られます。

また、果樹共済においても家畜共済と同様に、総会（又は議会）の議決により義務加入制をとることができます。

引受方式と共済事故

収穫共済は収穫共済の共済目的の種類等ごと、樹体共済は樹体共済の共済目的の種類ごとに、農家単位で引受けが行われます。収穫共済の引受方式には、共済事故又は共済責任期間の相違により次の17種類があります。

なお、引受方式については、組合等が共済規程等で複数の引受方式を定めた場合において農家を選択することができますが、全相殺方式及び災害収入共済方式にあっては、農業協同組合等の出荷資料から収穫量（品質方式にあっては品質の低下を含む。）及び生産金額が適正に把握できる農家に限り選択できます。

果 樹 共 済 の 種 類 等				共 済 事 故	内 容
収 穫 共	半相殺農家単位方式	減収総合方式	一 般 方 式	風水害、干害、寒害、雪害 その他気象上の原因（地震及び噴火を含みます。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による果実の減収	被害樹園地の果実の減収量（その樹園地の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量）の合計がその農家の基準収穫量（その農家の樹園地ごとの基準収穫量の合計）の3割を超えるとときに共済金を支払います。
			短 縮 方 式	同 上	同上の方式と同じ内容で共済責任期間の短縮されたものをいいます。
	の農家に よりで 損害を 樹園地 する減 方収式分	特定危険方式	減収暴風雨方式	最大風速13.9メートル毎秒以上又は最大瞬間風速20.0メートル毎秒以上の暴風雨（以下「暴風雨」といいます。）による果実の減収	特定された共済事故による被害樹園地ごとの果実の減収量の合計が、その農家の基準収穫量の2割を超えるとときに共済金を支払います。
			減収ひょう害方式	降ひょうによる果実の減収	
			減収凍霜害方式	凍傷又は降霜による果実の減収	
			減収暴風雨・ひょう害方式	暴風雨又は降ひょうによる果実の減収	
			減収暴風雨・ひょう害・凍霜害方式	暴風雨、降ひょう、凍傷又は降霜による果実の減収	
	全相殺農家単位方式	減 収 総 合 方 式		風水害、干害、寒害、雪害 その他気象上の原因（地震及び噴火を含みます。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による果実の減収	果実の減収量（その農家の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量）が、その農家の基準収穫量の2割を超えるとときに共済金を支払います。
			品 質 方 式	同上の災害による果実の減収と品質の低下	果実の減収及び品質の低下による減収量が、その農家の基準収穫量の2割を超えるとときに共済金を支払います。
	把相分農 握殺と家 すし減単 るて収位 方損分で 式害と増 をを収				
	災 害 収 入 共 済 方 式			同上の災害による果実の減収と品質の低下を伴う生産金額の減少	果実の減収又は品質の低下がある場合において、その農家の生産金額が基準生産金額の

				8割(共済限度額)に達しないときに共済金を支払います。
樹園地単位方式 (被害樹園地ごとに損害を把握する方式)	減収総合方式	一般方式	風水害、干害、寒害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含みます。)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による果実の減収	被害樹園地の果実の減収量(その樹園地の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量)がその樹園地の基準収穫量の4割を超えるときに共済金を支払います。
		短縮方式	同上	同上の方式と同じ内容で共済責任期間の短縮されたものをいいます。
	特定危険方式	減収暴風雨方式	暴風雨による果実の減収	特定された共済事故による被害樹園地ごとの果実の減収量が、その樹園地の基準収穫量の3割を超えるときに共済金を支払います。
		減収ひょう害方式	降ひょうによる果実の減収	
		減収凍霜害方式	凍傷又は降霜による果実の減収	
		減収暴風雨・ひょう害方式	暴風雨又は降ひょうによる果実の減収	
		減収暴風雨・ひょう害・凍霜害方式	暴風雨、降ひょう、凍傷又は降霜による果実の減収	
樹体共済	共 済 事 故		内 容	
	風水害、干害、寒害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含みます。)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による樹体の枯死、流失、滅失、埋没及び損傷		損害の額が共済価額の1割又は10万円のいずれか小さい方の額を超えるときに共済金を支払います。	

- (注) 1 基準収穫量は、損害評価の基準として使ういわゆる平年収穫量で、隔年結果の状況等を考慮し、共済金額を設定する際に用いる標準収穫量を調整したもので、半相殺方式及び樹園地単位方式は樹園地ごと、全相殺方式は農家ごとに組合等が設定します。
- 2 基準生産金額は、共済金額及び支払共済金の算定基準として使ういわゆる平年の生産金額で、農家ごとに過去5か年間の農家手取金額を基礎として組合等が設定します。
- 3 樹体共済の共済価額は、共済責任期間の開始時における樹体の資産としての評価額で、共済金額及び支払共済金の算定基準として使われ、農家ごとに組合等が設定します。

共済責任期間

果樹共済の種類等		共 済 目 的 の 種 類	共 済 責 任 期 間
収 穫	半相殺減収総合一般方式	りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ	花芽の形成期からその花芽に係る果実の収穫をするに至るまでの期間
	全相殺方式	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、びわ	春枝の伸長停止期からその春枝の伸長停止期の属する年の翌年(なつみかん、指定かんきつにあっては翌々年)の年産の果実を収穫するに至るまでの期間
	災害収入共済方式		

共 済	樹園地減収総合方式	パインアップル	夏実の収穫期からその夏実の収穫期の属する年の翌年の年産の果実を収穫するに至るまでの期間
	半相殺減収総合短縮方式	りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ	発芽期からその発芽期の属する年の年産の果実を収穫するに至るまでの期間
	半相殺特定危険方式		
	樹園地減収総合短縮方式		
	樹園地特定危険方式	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、びわ	開花期からその開花期の属する年（なつみかん、指定かんきつ、びわにあっては翌年）の年産の果実を収穫するに至るまでの期間
樹 体 共 済		全 樹 種	組合等が定める日から1年間

共済金額

(1) 収穫共済

① 半相殺方式及び全相殺方式

収穫共済の共済目的の種類等ごと及び農家ごとに、果実の単位当たり価額に標準収穫量を乗じて得た金額（標準収穫金額（価格に差がある場合はその差に応じた細区分ごとに算出した額を収穫共済の共済目的の種類等ごとに合計した額））に最低割合（4～6割の範囲内で組合等が定めます。）を乗じて得た金額から7割（特定危険方式は8割）を乗じて得た金額までの範囲内で、農家が申し出た金額です。

標準収穫金額＝単位（kg）当たり価額×標準収穫量

標準収穫金額×4～6割≤共済金額≤標準収穫金額×7割（特定危険方式は8割）

（注）標準収穫量は、当該地域の標準収穫量を基礎として、半相殺方式及び樹園地単位方式は樹園地ごと、全相殺方式は農家ごとに組合等が設定します。

② 災害収入共済方式

収穫共済の共済目的の種類ごと及び農家ごとに、基準生産金額に最低割合（4～6割の範囲内で組合等が定めます。）を乗じて得た金額から8割を乗じて得た金額までの範囲内で、農家が申し出た金額です。

基準生産金額×4～6割≤共済金額≤基準生産金額×8割

③ 樹園地単位方式

収穫共済の共済目的の種類等ごと及び樹園地ごとに、果実の単位当たり価額に標準収穫量を乗じて得た金額（標準収穫金額（価格に差がある場合はその差に応じた細区分ごとに算出した額を合計した額））に最低割合（4～5割の範囲内で組合等が定めます。）を乗じて得た金額から6割（特定危険方式は7割）を乗じて得た金額までの範囲内で、農家が申し出た金額です。

標準収穫金額＝単位（kg）当たり価額×標準収穫量

標準収穫金額×4～5割≦共済金額≦標準収穫金額×6割（特定危険方式は7割）

(2) 樹体共済

樹体共済の共済目的の種類ごと及び農家ごとに、共済価額に最低割合（4～6割の範囲内で組合等が定めます。）を乗じて得た金額から8割を乗じて得た金額までの範囲内で、農家が申し出た金額です。

共済価額×4～6割≦共済金額≦共済価額×8割

共済掛金

(1) 共済掛金

共済掛金の額＝共済金額×共済掛金率

- ① 共済掛金率は、農林水産大臣が過去一定年間（原則20年間）の被害率を基礎として定める基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合等が設定します。
また、農作物共済と同様、危険段階別に共済掛金率を設定することができます。
- ② 収穫共済におけるりんご、ぶどう、なし、もも、おうとう及びかきについて、農林水産大臣が定める特定の防災施設（防ひょうネット等）を用いて栽培するときは、共済掛金の割引（防災施設割引）があります。
- ③ 基準共済掛金率は、一般に3年ごとに改定が行われます。

(2) 共済掛金に対する国庫負担

国庫は、共済掛金について、共済金額に基準共済掛金率を乗じて得た金額の2分の1を負担します。

損害発生のお知らせ及び損害評価

(1) 損害防止及び損害発生通知

農作物共済に同じ。

(2) 損害評価

損害評価は、農家の損害発生通知を受けて、農林水産大臣が定める損害認定準則により行われます。

① 組合等

組合等は、次により現地調査を実施し、現地調査終了後損害評価会の意見を聴いて、樹園地単位方式は樹園地ごと、樹園地単位方式以外の方式は農家ごとの減収量（災害収入共済方式は減収量及び生産金額の減少額、樹体共済は損害の額）を認定します。

ア 収穫共済

- a 半相殺方式及び … 損害発生通知のあったすべての樹園地について収穫期（特定危険方式は共済事故の発生の都度及び収穫期）に収穫量（特定危険方式は減収量）を検見又は実測の方法により調査
- b 全相殺方式 …… 損害発生通知のあった農家のすべてについて収穫量（品質方式は収穫量及び品質の程度）を出荷資料により調査

c 災害収入共済方式… 損害発生通知のあった農家のすべてについて収穫量、品質の程度及び生産金額を出荷資料により調査

イ 樹体共済

損害発生通知のあったすべての樹園地について共済責任期間の終期に損害の程度を検見の方法により調査

② 連 合 会

連合会は、組合等の認定結果を検定するため、組合等の現地調査終了後、抜取調査を行い、損害評価会の意見を聴いて組合等ごとの減収量（災害収入共済方式は減収量及び生産金額の減少額、樹体共済は損害の額）を認定します。

共済金

(1) 収穫共済

① 半相殺方式及び全相殺方式

収穫共済の共済目的の種類等ごとに、半相殺減収総合方式は3割（半相殺特定危険方式及び全相殺方式は2割）を超える減収となった農家に対し、次により算定される共済金が支払われます。

共済金の支払額＝共済金額×支払割合

（支払割合）

引 受 方 式	支 払 割 合
半相殺減収総合方式	支払割合＝ $\frac{10}{7} \times \frac{\text{減収量}}{\text{基準収穫量}} - \frac{3}{7}$
半相殺特定危険方式 全 相 殺 方 式	支払割合＝ $\frac{10}{8} \times \frac{\text{減収量}}{\text{基準収穫量}} - \frac{2}{8}$

② 災害収入共済方式

収穫共済の共済目的の種類ごとに、品質を加味した実収穫量が基準収穫量を下回り、かつ、生産金額が特定収穫共済限度額に達しない農家に対し、次により算定される共済金が支払われます。

共済金の支払額＝（特定収穫共済限度額－生産金額）× $\frac{\text{共済金額}}{\text{特定収穫共済限度額}}$

〔特定収穫共済限度額＝基準生産金額× $\frac{80}{100}$ 〕

③ 樹園地単位方式

収穫共済の共済目的の種類等ごとに、樹園地減収総合方式は4割（樹園地特定危険方式は3割）を超える減収となった樹園地に対し、次により算定される共済金が支払われます。

共済金の支払額＝共済金額×支払割合

(支払割合)

引 受 方 式	支 払 割 合
樹園地減収総合方式	支払割合 = $\frac{10}{6} \times \frac{\text{減収量}}{\text{基準収穫量}} - \frac{4}{6}$
樹園地特定危険方式	支払割合 = $\frac{10}{7} \times \frac{\text{減収量}}{\text{基準収穫量}} - \frac{3}{7}$

事業実績

(1)加入及び支払の状況（平成16年産）

事 業	引受戸数	引受数量	引受率	総共済金額	被害戸数	共済金
	千戸	千ha	%	億円	(千戸)	百万円
収 穫	91	45	24.3	1,064	35	9,889
樹 体	4	1	4.4	79	0.4	58
計	95	46		1,143	35	9,947

※実戸数

(2)収支状況（平成16年産）

(単位：百万円)

組合等				連合会				政 府			
収入	支出	差引	累計 収支	収入	支出	差引	累計 収支	収入	支出	差引	累計 収支
1,087	1,287	△200	△5,135	2,369	2,856	△487	2,501	2,772	5,804	△3,032	△55,433

2 畑作物共済制度の仕組み

共済目的

ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭

(注) 茶については、農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域の一番茶を対象としています。

共済事故

(農作物)

風水害、干害、冷害、凍霜害、ひょう害その他気象上の原因(地震及び噴火を含みます。)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による農作物の減収(てん菜及びさとうきびにあっては、農作物の減収及び糖度の低下。災害収入共済方式にあっては、農作物の減収を伴う生産金額の減少)

(蚕 繭)

○ 蚕 児

風水害、地震又は噴火による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による繭の減収

○ 桑 葉

風水害、干害、凍霜害、ひょう害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含みます。)による災害、火災、病虫害及び獣害による繭の減収

加 入

畑作物共済には、共済目的の種類(農林水産大臣が農作物につき、品種、栽培方法等に応じて区分を定めたとき又は蚕繭につき、春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭の区分を定めたときは、その区分(「畑作物共済の共済目的の種類等」といいます。))。ただし、災害収入共済方式にあっては、共済目的の種類)ごとの栽培面積が5～30a(北海道は30a～1ha)の範囲内で組合等が定める面積(加入面積基準)以上について栽培の業務を営む者又は蚕種の掃立量が0.25箱～2箱の範囲内で組合等が定める箱数(加入箱数基準)以上について養蚕の業務を営む者で、組合等の区域内に住所を有するものが加入できます。ただし、加入申込みは、原則として、組合等が共済目的としている農作物等で、加入面積基準等に該当する農作物等のすべてについて行う必要があります。

なお、加入に当たっては、個々の農業者(個人又は法人)のほか、一定の要件を備えた農業生産組織もその生産組織単位で加入できることになっています。

また、畑作物共済においても家畜共済と同様に、総会(又は議会)の議決により義務加入制をとることができます。

(注) 1 組合等が共済目的の種類に応じて次の区分を定めたときは、当該区分ごとの加入が可能となります。

- ① 連作障害のある農作物は、一の区分
- ② ①以外の農作物及び蚕繭は、共済目的の種類ごとに一の区分

- 2 さとうきびについて義務加入制をとる場合は、農作物共済の加入農家のほか、家畜共済、果樹共済又は園芸施設共済の加入農家も畑作物共済への加入が義務付けられます。

引受方式

引受方式	対象作物	内 容
半相殺 農家単位 方式	大豆、小豆、いんげん、 茶	被害耕地ごとの減収量（その耕地の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量）の合計が、その農家の基準収穫量（その農家の耕地ごとの基準収穫量の合計）の3割（大豆は2割）を超えるときに共済金を支払います。
全相殺 農家単位 方式	ばれいしょ、大豆、てん 菜、さとうきび、スイー トコーン、たまねぎ、か ぼちゃ、ホップ、蚕繭	農家ごとの減収量（その農家の基準収穫（繭）量から収穫（繭）量を差し引いた数量）が、その農家の基準収穫（繭）量の2割（てん菜は1割）を超えるときに共済金を支払います。
一筆単位 方式	大豆	耕地ごとの減収量（その耕地の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量）が、その耕地の基準収穫量の3割を超えるときに共済金を支払います。
災害収入 共済方式	茶	農家ごとの減収量（その農家の基準収穫量から価格を加味した実収穫量を差し引いた数量）がある場合、その農家の生産金額が基準生産金額の8割（特定畑作物共済限度額）に達しないときに共済金を支払います。

- （注）1 全相殺方式（大豆）及び災害収入共済方式（茶）は、組合等が共済規程等に規定した場合に、加入資格者要件を満たす農家が選択できます。
- 2 基準収穫（繭）量とは、いわゆる平年収穫（繭）量のことで、半相殺方式、全相殺方式（蚕繭を除きます。）及び一筆方式は耕地ごと、災害収入共済方式及び蚕繭は農家ごとに組合等が設定します。
- 3 基準生産金額とは、いわゆる平年的な生産金額（総販売金額から農業協同組合等の控除する必要経費部分を差し引いて得られた金額）で、農家ごとに組合等が設定します。

共済責任期間

- (1) ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ及びホップ
発芽期（移植をする場合は移植期）から収穫をするに至るまでの期間
- (2) 茶
冬芽の生長停止期から一番茶の収穫をするに至るまでの期間
- (3) 蚕繭
桑の発芽期（春蚕繭については、農林水産大臣が特定の地域における桑の発芽期前の日を定めたときは、その日）から、収穫をするに至るまでの期間

共済金額

(1) 半相殺方式、全相殺方式及び一筆方式

畑作物共済の共済目的の種類等（蚕繭については、農林水産大臣が蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の種類等の区分のいずれかについて、蚕期に応じて区分を定めた地域においては、その区分（小蚕期区分））ごとに次により設定します。

① 半相殺方式

単位当たり共済金額×農家の基準収穫量の7割（大豆は8割）

② 全相殺方式

単位当たり共済金額×農家の基準収穫（繭）量の8割（てん菜は9割）

③ 一筆方式

単位当たり共済金額×耕地の基準収穫量の7割

単位当たり共済金額は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び地域ごとに過去における農家手取価格を基礎として算定される単位当たり価格を上限として農林水産大臣が定める2以上の金額のうちから組合等が選択します。

なお、組合等が個人選択ができる定めをした場合には、農家の申し出により別の金額を選択することができます。

また、てん菜及びさとうきびについては、組合等が農家ごとの基準糖度（過去一定年間の平均糖度）を定め、その糖度に応じて農家ごとの単位当たり共済金額を定めます。

(2) 災害収入共済方式

共済目的の種類ごと及び農家ごとに、基準生産金額に最低割合（3～6割の範囲内で組合等が定める。）を乗じて得た金額から8割を乗じて得た金額までの範囲内で、農家が申し出た金額です。

基準生産金額×3～6割≤共済金額≤基準生産金額×8割

共済掛金

(1) 共済掛金

共済掛金の額＝共済金額×共済掛金率

- ① 共済掛金率は、農林水産大臣が過去一定年間（原則20年間）の被害率を基礎として定める基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合等が設定します。
また、農作物共済と同様、危険段階別に共済掛金率を設定することができます。
- ② 基準共済掛金率は、一般に3年ごとに改定が行われます。

(2) 共済掛金に対する国庫負担

国庫は、共済掛金について、共済金額に基準共済掛金率を乗じて得た金額の100分の55（蚕繭については2分の1）を負担します。

損害発生の通知及び損害評価

(1) 損害防止及び損害発生通知

農作物共済に同じ。

(2) 損害評価

損害評価は、農家の損害発生通知を受けて、農林水産大臣が定める損害認定準則により行われます。

① 組合等

組合等は、次により現地調査を実施し、現地調査終了後損害評価会の意見を聴いて、農家ごとの共済減収量（災害収入共済方式にあっては、減収量及び生産金額の減少額）を認定します。

ア 大豆（半相殺・一筆）、……損害発生通知のあったすべての耕地について収穫前に、収小豆、いんげん、茶 穫量を検見又は実測の方法により調査（半相殺）

イ ばれいしょ、大豆（全 ……損害発生通知のあった農家のすべてについて、収穫（繭）相殺）、てん菜、さとう 量（てん菜及びさとうきびにあっては収穫量及び糖度、茶きび、茶（災害収入共 には収穫量及び生産金額）を出荷資料により調査済）、スイートコーン、 （ばれいしょ、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ及びたまねぎ、かぼちゃ、 蚕繭のうち、出荷資料による損害評価が困難なものについホップ、蚕繭 ては、損害発生通知のあった農家のすべての耕地（蚕繭については、農家のすべて）について収穫（繭）前に、収穫（繭）量を検見又は実測の方法により調査）

② 連合会

連合会は、組合等の認定結果を検定するため、組合等の現地調査終了後、抜取調査を行い、損害評価会の意見を聴いて組合等ごとの共済減収量（災害収入共済方式にあっては減収量及び生産金額の減少額）を認定します。

共済金

(1) 共済金の支払額

ア 半相殺方式及び全相殺方式

共済目的の種類等（又は小蚕期区分）ごとに、半相殺方式は3割（大豆は2割）を超える減収となった農家に対し、全相殺方式は2割（てん菜は1割）を超える減収となった農家に対し、次により算定される共済金が支払われます。

共済金の支払額＝単位当たり共済金額×共済減収量

共済減収量は、次により算定します。ただし、農作物に係る発芽不能又は移植不能の耕地の共済減収量は、その耕地の全損の場合の共済減収量の2分の1（蚕繭に係る掃立不能の農家の共済減収量は、全損の場合の共済減収量の2分の1）として算定します。

① 半相殺方式（大豆、小豆、いんげん、茶）

$$\text{共済減収量} = \left(\frac{\text{被害耕地に係る基準収量の合計}}{\text{被害耕地に係る収穫量の合計}} - \frac{\text{農家の基準収量}}{\text{農家の収穫量}} \right) \times \frac{30}{100} \quad \left(\text{大豆は} \frac{20}{100} \right)$$

② 全相殺方式（ばれいしょ、大豆、てん菜、さとうきび、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭）

$$\text{共済減収量} = \left(\frac{\text{農家の基準収穫(繭)量}}{\text{農家の収穫(繭)量}} - \frac{\text{農家の基準収穫(繭)量}}{\text{農家の基準収穫(繭)量}} \right) \times \frac{20}{100}$$

ただし、てん菜及びさとうきびについては、

$$\text{共済減収量} = \left(\frac{\text{農家の基準収穫量}}{\text{農家の収穫量} \times \text{換算係数}} - \frac{\text{農家の基準収穫量}}{\text{農家の基準収穫量}} \right) \times \begin{cases} \text{てん菜は} & \frac{10}{100} \\ \text{さとうきびは} & \frac{20}{100} \end{cases}$$

$$\text{換算係数} = \frac{\text{当該年産の糖度に対応する単位当たり共済金額の最高額}}{\text{基準糖度に対応する単位当たり共済金額の最高額}}$$

イ 一筆方式（大豆）

共済目的の種類等ごとに、3割を超える減収となった耕地に対し、次により算定される共済金が支払われます。

共済金の支払額＝単位当たり共済金額×共済減収量

$$\text{共済減収量} = \left(\frac{\text{被害耕地の基準収穫量}}{\text{被害耕地の収穫量}} - \frac{\text{被害耕地の基準収穫量}}{\text{被害耕地の基準収穫量}} \right) \times \frac{30}{100}$$

ウ 災害収入共済方式（茶）

共済目的の種類ごとに、価格を加味した実収穫量が基準収穫量を下回り、かつ、生産金額が特定畑作物共済限度額に達しない農家に対し、次により算定される共済金が支払われます。

共済金の支払額＝（特定畑作物共済限度額－生産金額）× $\frac{\text{共済金額}}{\text{特定畑作物共済限度額}}$

$$\text{特定畑作物共済限度額} = \text{基準生産金額} \times \frac{80}{100}$$

事業実績

(1)加入及び支払の状況（平成16年産）

事業	引受戸数	引受数量	引受率	総共済金額	被害戸数	共済金
	千戸	千ha	%	億円	(千戸)	百万円
農作物	96	213	54.2	1,363	44	8,597
蚕 繭	2	17千箱	82.3	7	0.3	17
計	97			1,371	44	8,614

(2)収支状況（平成16年産）

（単位：百万円）

組合等				連合会				政 府			
収入	支出	差引	累計収支	収入	支出	差引	累計収支	収入	支出	差引	累計収支
1,627	1,108	519	5,170	4,543	2,318	2,225	18,142	2,752	5,188	-2,436	23,327

Ⅱ 平成15年制度改正の概要

〔 農業災害補償法の一部を改正する法律（平成15年法律第91号）
公布：平成15年6月18日、施行：平成16年4月1日 〕

第1 法律改正の趣旨

農業災害補償制度は、昭和22年の制度創設以来、累次にわたる改正を経て、
共済目的の拡大、補償内容の充実等を図りつつ、農業経営の安定を通じて、我
が国農業生産力の発展に大きく寄与してきた。

しかしながら、農地面積の減少、農業者の高齢化、国際化の進展等、我が国
農業をめぐる情勢が大きく変化している中で、今後とも、その機能を十全に発
揮していくためには、農業経営における経営マインドの醸成、制度の効率的・
安定的な運営に資する等の観点から、所要の見直しが必要となった。

このような課題に対応して、農業者の経営実態に応じた補償の選択の拡大、
農業生産の実態に即した合理的な補償の実施及び農業共済団体の運営の合理化
等を内容とする農業災害補償制度の改正が行われたところである。

第2 果樹共済（収穫共済）

1 樹園地単位方式の導入

果樹共済の樹園地単位方式の導入については、ひょう害等の局地的な災害に
対する補てん方式として、ニーズが大きいことに加え、被害実態に応じた農業
者への補償の選択の拡大にも資するため、メニューの一つとして導入されるこ
ととなった（法第150条の5の13及び第150条の5の14）。

改正前の収穫共済は、半相殺方式、全相殺方式及び災害収入共済方式により
実施されていたが、新たに、当分の間、りんご、ぶどう、なし、もも、おうと
う、かき、くり、うめ、すもも及びキウイフルーツについて、樹園地単位方式
が導入された（法第150条の5の13及び第150条の5の14並びに令第9条）。

2 引受方式の組合等ごと及び農業者ごとの選択制の導入

改正前は、収穫共済の全相殺方式（品質方式を含む。以下2において同じ。）
及び災害収入共済方式は、農林水産大臣による地域指定制で、それ以外の地域
においては、これらの引受方式は実施できないこととされていた。

しかしながら、

- ① 全相殺方式及び災害収入共済方式が普及・定着し、これらの方式の実施が可能かどうかは、組合等にも十分判断が可能となっていること
- ② 指定地域以外の農業者は、これらの引受方式を選択できないが、経営意欲のある農業者による創意工夫を生かした農業経営の展開を支援する観点からは、個々の農業者が自己の経営実態に照らし、最適な引受方式を選択できるようにすることが望ましいこと

から、全相殺方式及び災害収入共済方式の地域指定制を廃止し、樹園地単位方式、半相殺方式、全相殺方式及び災害収入共済方式のうち、組合等が共済規程等で定めた引受方式の中から個々の農業者が選択できることとされた（第120条の6第1項及び第150条の5の13第1項）。

第3 畑作物共済

1 大豆に係る一筆単位方式の導入

改正前は、畑作物共済の共済目的のうち、大豆については、半相殺方式及び全相殺方式が採用されていた。

しかしながら、

- ① 米の生産調整の進展に伴い、水田における大豆の作付面積が増加する中で、水稻共済の引受方式の大部分を占める一筆単位方式を大豆にも導入することについてのニーズが強いこと
- ② 大豆は生産調整の転作作物として、農政上、重要な位置づけがなされていること

から、農業経営の実態に応じた補償の選択の拡大に資するため、当分の間、大豆についても、一筆単位方式を農業者が選択できるよう、メニューの一つとして、導入することとされた（法第150条の6第1項第1号、第2項及び第3項、第150条の7第1項並びに令第11条）。

2 引受方式の組合等ごとの選択制の導入

畑作物共済の引受方式は、半相殺方式、全相殺方式及び災害収入共済方式があり、このうち全相殺方式（大豆）及び災害収入共済方式（茶）については、農林水産大臣の指定する地域において実施することとされ、それ以外の地域においては、これらの引受方式は実施できないこととされていた。

しかしながら、農業経営の実態に応じた補償の選択の拡大に資するため、畑作物共済の全相殺方式（大豆）及び災害収入共済方式（茶）に係る地域指定制を廃止し、

① 大豆については、一筆単位方式、半相殺方式及び全相殺方式

② 茶については、半相殺方式及び災害収入共済方式

のうち、組合等が共済規程等で定めた引受方式の中から個々の農業者が選択できることとされた（法第120条の14第1項及び第150条の6第1項並びに規則第33条の14の2第2項及び第47条の32）。

3 一括加入制の緩和

畑作物共済については、組合員等が畑作物共済に加入申込みを行う場合には、組合等が現に共済目的の種類としている対象農作物等のすべてについて、一括して申し込まなければならないとされている（一括加入制）。これは、畑作物共済の共済目的には、連作障害を生じやすい農作物が多く、輪作が実施されずに減収となる事態を避けるために採られている手法である。

しかしながら、近年、畑作物共済の共済目的のうち、輪作体系とは関係ない農作物等（さとうきび、茶、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ及び蚕繭）が増加してきていることから、輪作体系下で適正な共済事業を実施するため、輪作作物については一括加入制を維持することとする一方で、輪作体系とは無関係の農作物等については、農家選択の拡大に資するよう、一括加入制の対象から除外することができることとされた（法第120条の12第3項及び規則第33条の13の2）。